

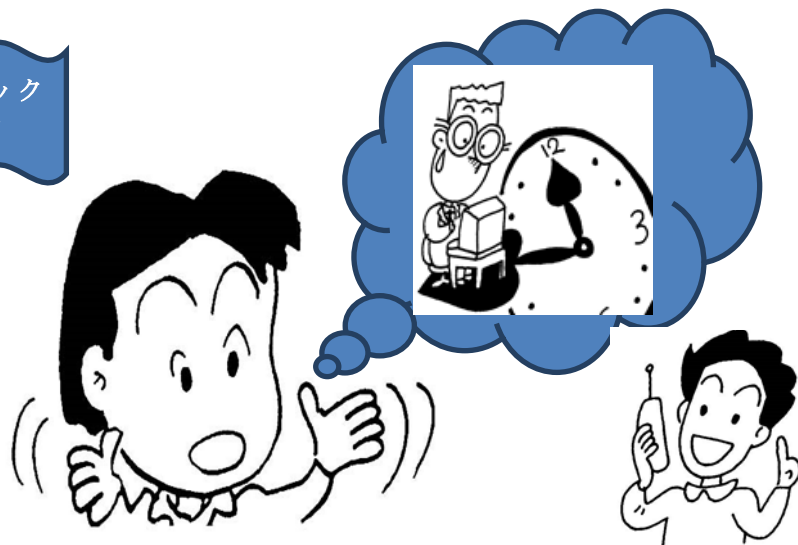
ブラックバイトをなくそう！

使い捨てにしないで！！

未来は私たち青年のもの！！明るく元気に働きたいね！

困ったら 相談してみましよう！

ブラック
はイヤ



一人で悩まず、まずはご相談ください。

柏・松戸・我孫子・流山・野田・鎌ヶ谷のみなさんは
04-7132-8710 毎週月・水・金の10時から14時

柏市根戸406-4 ブラック企業をなくす東葛の会

* 面談日は相談者の都合にあわせて打ち合わせ

全国向け常設の労働相談ホットラインは

0120-378-060

秘密厳守
相談無料

ご存知ですか！？

- アルバイトの賃金や残業（時間外労働）は、一分単位で計算します。
- アルバイトの時間給、一定の金額以下で労働者を使用してはなりませんとの決まりがあります。（最低賃金法）
- 半年以上同じアルバイト先で働いている場合、有給休暇が認められます。
- 業務上のケガや通勤途上の事故の場合、治療費は使用者と国の責任で支給されます。
- アルバイトでお皿などを誤って割ってしまった場合、弁償する必要はありません。
- もちろん労働組合に入ることも自由です。



首都圏青年ユニオンブラックバイトホットライン

03-5395-5359 E-mail union@seinen-u.org

2017.4発行

ブラック企業をなくす東葛の会 277-0832 柏市根戸406-4

アルバイトでも労働法で守られています。
一人で悩まず、まずご相談ください！